

平成25年度液化石油ガス販売事業者等保安対策指針（案）

平成25年3月7日
経 済 産 業 省
商務流通保安グループ
ガ ス 安 全 室

I. 保安対策指針の位置付け

1. 自主保安活動を含めた保安対策の着実な実施

「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律」(昭和42年法律第149号。以下「液石法」という。)は、液化石油ガス販売事業者（以下「LPガス販売事業者」という。）及び保安機関に対して、一般消費者等の保安を確保するために種々の義務を課しており、液化石油ガス（以下「LPガス」という。）の保安行政はこれらの保安規制を中心として行われている。液石法による保安規制については、LPガスの技術の進展への対応、自主保安の向上を促す規制体系の構築、業務委託の進展等業態の変化に適応した規制体系の構築等を背景とした平成8年の液石法改正により、規制の合理化を図る中で行政の事前規制による直接的関与を必要最小限としつつ、立入検査等による事後規制で法令遵守を確保する体系となっており、より実効性が高く、自主保安活動の推進につながる規制とすることを基本としている。

このため、LPガス販売事業者及び保安機関（以下「LPガス販売事業者等」という。）は、液石法の下で、法令を遵守することはもとより、自主保安活動を着実に実施していくことが求められている。

2. 事故の発生状況と法令遵守の状況

(1) 事故の発生状況

- ・平成24年においては、LPガス事故の発生件数は254件であり、平成23年の226件から28件増加し、3年連続して前年を10%超上回り、近年3年（平成21～23年）の平均（205.0件）を上回った。
- ・被害状況については、
 - －死亡者数は1人であり、平成23年の1人と同数であり、近年3年（平成21～23年）の平均（3.3人）を下回った。
 - －負傷者数は88人であり、平成23年の88人と同数であり、近年3年（平成21～23年）の平均（106.3人）に比して低い水準であったが、CO中毒事故等が特に多発した平成21年を除いた平成20、22、23年の平均（83.3人）を上回る水準となった。
- ・月別の推移をみると、年初は積雪や落雪による事故が昨年を上回って発生したため、昨年よりも更に件数が増加し、それ以降は例年と同様のトレンドを示したものの、

平成2年の262年以降最多の254件となった。

(詳細は「平成24年のLPガス事故の発生状況」を参照。)

(2) 法令遵守の状況

ア) 経済産業省本省

- ・経済産業省本省が平成24年度に計画している15社(15事業所)に対する立入検査については、12月までの間に11社(11事業所)に対して実施。これまでのところ大きな法令違反は見られていないが、次のような不備事項が確認され、担当官による口頭注意を行った。

- 1) 委託契約書の内容等の不備(9件:8件は「災害が発生するおそれがある場合の連絡に関する事項」関連)
- 2) 帳簿に係る不備(5件:4件が誤記入、1件が未記入)
- 3) 行政手続等の不備(3件)

など

- ・立入検査とは別に、保安機関2社で次のような行政事務手続の不備に係る法令違反が確認された。これら2社に対し、ガス安全室長による口頭注意及び文書による改善指示を行った。

- 1) 一般消費者等の数の増加認可申請書の未提出 ⇒ 口頭注意
- 2) 保安機関認定更新申請書を認定の満了する30日前を過ぎて提出 ⇒ 文書による改善指示

イ) 産業保安監督部

- ・経済産業省産業保安監督部が平成24年度に計画している134社(150事業所)に対する立入検査については、4月から12月までの間に100社(114事業所)に対して実施。これまでのところ大きな法令違反は見られていない。

(詳細は「平成24年度立入検査の実施状況及び平成25年度立入検査の重点」を参照。)

3. 保安対策指針の策定

経済産業省は、LPガス販売事業者等に対して、

- (1) 事業遂行の前提である法令の確実な遵守と適切な保安対策を実施すること
- (2) 時代や社会の要請に応じて自主保安の高度化を一層推進すること
- (3) 液化石油ガス業界団体が表明した事故対策等保安対策を、具体的にかつ確実に実施すること
- (4) 今後の自然災害の発生に備え、万全の保安対策を実施すること

を求め、もって一般消費者等に係る適切な保安の維持・確保を図ることを要請するため、この指針を策定する。

Ⅱ. L P ガス販売事業者等が講ずべき具体的な保安対策（要請 4 項目）及び重点事故防止対策 3 項目

最近の事故の発生状況及び法令遵守の状況を踏まえ、平成 2 5 年度において、次に掲げる 4 項目を L P ガス販売事業者等に対して要請する。

1. 法令遵守の徹底
2. 組織内のリスク管理の徹底
3. 事故防止対策
4. 自然災害対策

特に、事故防止対策については、平成 2 4 年の事故発生状況等から、

- (1) C O 中毒事故の防止
- (2) 一般消費者等に起因する事故の防止
- (3) L P ガス販売事業者等に起因する事故の防止

を重点に対応することを要請する。

その際、少子化、高齢化等社会経済情勢を踏まえた自主保安活動を実施するとともに、

- ・一般社団法人全国 L P ガス協会の「L P ガス安全安心向上運動」
- ・日本液化石油ガス協議会・地域液化石油ガス協議会の集まりである七協議会連絡会議（以下「七協議会連絡会議」という。）の行動基準 等

で実施することとされた項目を自主保安活動に積極的に取り入れ、具体的な取組を行うことが重要である。

1. 法令遵守の徹底

(1) 経営者の保安確保へ向けたコミットメント等

- ①経営の基本方針として、法令の遵守、保安の確保を掲げること。
- ②経営者自らが保安に対する姿勢を社内外に明確に表明し、保安確保の指導力を発揮すること。
- ③経営者の最も重要な役割である保安組織体制の整備及び保安関連予算の確保を図ること。

(2) L P ガス販売事業者等の義務の再認識

- ① L P ガス販売事業者は、保安業務を委託している場合でも、一般消費者等に対して保安業務の内容が提供されていることについて保安機関に確認を行うこと。
- ②保安機関は、保安業務の結果を確実に委託元である L P ガス販売事業者に通知すること。

(現状)

- ・平成 2 3 年度の立入検査において、保安業務を実施した結果を委託元である L P ガス販売事業者へに通知したことが確認できなかった保安機関が見受けられた。

(3) 保安教育の確実な実施

- ①保安教育を的確に実施する体制を整備するとともに、年間保安教育計画を策定し、保安教育が従業員に対して確実に実施されるようにすること。
- ②保安教育の実施に当たっては、容器交換時や設備工事・修理等の際の標準作業マニュアルを作成する等、作業手順の再確認及び徹底並びに定められた作業を的確に実施できる技術力の向上を図るよう指導すること。
- ③販売グループの中核となっているLPガス販売事業者は、グループ内事業者に対する保安教育を主導すること。

(4) 販売所・営業所単位での保安確保

- ①販売所・営業所の責任者が保安業務の監督責任者としての自覚を持ち、業務主任者とともに、保安確保への取組を確実に実践すること。
- ②業務主任者の職務・役割の社内規程類への明示による明確化等、実効的に機能する体制の整備を図ること。

(現状)

- ・平成24年度の立入検査において、点検・調査結果等における未記入・誤記入を業務主任者が見逃ごしていた例が散見された。

- ③販売所・営業所において法令遵守と保安業務の適切な実施が行われているかを本社の保安管理部門等が確実に把握し、不足・不備があれば改めることができるよう、内部監査体制等の見直しを含めた整備、充実を図ること。

(現状)

- ・平成23年度において、本社の保安管理部門が販売所・営業所の業務の実施状況を把握しておらず、法令違反に至った事例があった。

(5) 事業譲渡時の保安業務の確実な実施

- ①事業譲渡を受ける場合は、譲渡前の保安状況を事前に確認し、保安業務遂行の人員、日数等を確保し、保安業務を実施すること。
- ②譲渡後も緊急時対応の基準内の確実な実施を含めた保安業務の実施状況について再度確認をすること。

2. 組織内のリスク管理の徹底

- 現場の実態に応じて異なるリスクを把握・認識し、適切な対策・改善を継続して実施する「リスクマネジメント」の考え方を取り入れ、リスク管理の徹底を図ること。

3. 事故防止対策

(1) CO中毒事故の防止対策

ア) 業務用厨房におけるCO中毒事故の防止対策

ア. 業務用厨房の関係者に対する周知

- ①換気（給気及び排気）が十分に行われないと不完全燃焼を起こしCOが発生す

るメカニズムや業務用厨房においてひとたび事故が発生した場合、従業員のみならず来店者をも巻き込むこと等について対面により説明し、換気や清掃・メンテナンスの重要性について、業務用厨房の所有者、従業員等の理解を促すこと。

(現状)

- ・平成24年においては、8件のCO中毒事故のうち5件が業務用厨房で発生している。これらの原因は、換気設備未使用によるもの、換気不良によるもの、メンテナンス不足によるもの、排気口閉塞による排気不良によるものなどである。
- ・業務用厨房機器の使用者向けのCO中毒事故防止のための注意喚起のチラシを経済産業省のホームページに掲載（別紙1）。

②定期消費設備調査等の機会に、業務用厨房機器の設置環境や使用状況を確認し、業務用厨房の所有者、従業員等に対し、ガス機器、レンジフード・換気扇や排気ダクトの清掃、修理等の定期的な清掃・メンテナンスの必要性を働きかけること。

(現状)

- ・レンジフード・換気扇や排気ダクトの清掃・メンテナンスに関する注意喚起のチラシ（総務省消防庁及び東京消防庁と連名）を経済産業省のホームページに掲載（別紙2）。
- ・業務用厨房機器を維持管理する際に注意すべき点等について平成25年度中に経済産業省のホームページに公表予定。

③めんゆで器の排気口を閉塞したことによるCO中毒事故の対象となったメーカー製のめんゆで器（同一型式及び類似型式）であって、まだ対策が取られていないものを発見した場合は、その使用者に対しメーカーの対応を紹介し、対策を促すこと。

(現状)

- ・平成24年2月に発生した岐阜県の体験施設におけるめんゆで器に係るCO中毒の事故発生後、メーカーは、使用者に対し注意喚起するとともに、排気筒を延長するカバー（高さが高く、上面に物が置けないよう傾斜が付いている。）を作成し、警告シールとともに無償で提供する対策を実施中。

b. 業務用換気警報器・CO警報器の設置の促進

○業務用厨房の使用者や所有者に対して、業務用換気警報器・CO警報器の設置の促進を引き続き継続すること。

(現状)

- ・七協議会連絡会議では「業務用CO中毒の事故対策機器の普及状況の実態調査」を3項目の行動基準の一つとしており、平成24年12月末現在、普及率は62%（全220社中 回答率94%）。

イ) ボイラーにおけるCO中毒事故の防止対策

○ホテル・旅館・学校においては、厨房だけでなくボイラーにおけるCO中毒事故が発生していることから、引き続き、ホテル・旅館等に対する周知活動を通じて、

注意喚起を継続的に実施すること。

(現状)

- ・平成21年1月には鹿児島県の高校において、同年6月には山口県のホテルにおいて、いずれもボイラーの不完全燃焼及び排気不良により、それぞれ18名、22名（うち1名死亡）の被害を伴う事故が発生。
- ・ホテル・旅館等でのボイラーによるCO中毒事故防止のための注意喚起のチラシを経済産業省のホームページに掲載（別紙3）。

ウ) 住宅におけるCO中毒事故の防止対策

- ①長期間使用していないガス機器を使用するときには排気筒を確認するよう、様々な機会を通じて一般消費者に注意喚起すること。
- ②不完全燃焼防止装置が付いていない古いガス機器については、製造事業者等による点検を受けるよう、定期消費設備調査等の機会を通じ一般消費者に注意喚起すること。

(現状)

- ・平成24年2月、茨城県の工場に併設された住宅において、瞬間湯沸器のバーナー及び熱交換のフィン部にすすによる目詰まりがあったことから、不完全燃焼が発生し、かつ換気扇を使用しなかったため、室内にCOが充満し、1名が死亡、1名が軽症となる事故が発生。
- ・平成24年12月、福井県の一般住宅において、長期不在により風呂釜の排気筒に鳥が巣を作ってしまう、使用時に排気不良により不完全燃焼が発生し、2名が軽症となる事故が発生。

(2) 一般消費者等に起因する事故の防止対策

ア) 一般消費者等に対する周知等による保安意識の向上

○一般消費者等が正しいLPガス及び関連機器の取扱方法を理解し、実行できるようにするため、以下のような工夫を図りながら一般消費者等への周知活動を実施すること。

- ・一般消費者等との接点を増やすため、法定の定期点検・調査以上の頻度での一般消費者宅の訪問
- ・コンロ清掃・料理教室等のイベント、町内会・自治会・婦人会等との共同の防災訓練などの地域貢献活動等による消費者との接点の強化
- ・事故事例を身近な事例として認識してもらうため、経済産業省のホームページに公表されている実際の事故事例等の活用

(現状)

- ・消費機器管理による事故防止のための注意喚起のチラシを経済産業省のホームページに掲載（別紙4）。

イ) 安全な消費機器の普及促進

○安全装置付き風呂釜、Siセンサーコンロ等の安全な消費機器の普及を促進する

こと。

(現状)

- ・平成24年においては、原因者等別に見て最多の一般消費者等に起因する事故の原因のうち、風呂釜、コンロの点火ミス、立ち消えによるものが20件と最多であった。
- ・古いタイプの風呂釜の使用方法に関する注意喚起及び安全性が向上した風呂釜の普及促進のためのチラシを経済産業省のホームページに掲載（別紙5）。
- ・Siセンサーコンロの安全機能等を紹介したチラシをLPガス安全委員会のホームページに掲載（別紙6）。

ウ) 誤開放防止対策の推進

- ①ガス器具が接続されていないガス栓のつまみを間違えて開けてしまうことを防止するため、ガス栓のつまみ部分に被せる「閉栓カバー」の設置を促進すること。

(現状)

- ・「閉栓カバー」の普及促進のためのチラシを経済産業省のホームページに掲載（別紙7）。
- ・一般社団法人日本エルピーガス供給機器工業会によれば、平成24年の「閉栓カバー」の出荷台数は406,002個であり、平成23年の31,394個から大幅に増加（13倍以上）（別紙8）。
- ・七協議会連絡会議では「消費者に起因するLPガス事故の防止対策としての閉栓カバーの普及促進」を3項目の行動基準の一つとしており、平成24年12月末現在、実施中が41%、実施予定が51%（全220社中 回答率94%）。

- ②誤開放防止対策の一環として一口ガス栓への切り替えを検討すること。

エ) ガス漏れ警報器の設置の促進等

- LPガスの漏えいに起因する事故の防止には、ガス漏れ警報器の設置が効果的であることから、事故の未然防止の観点から、ガス漏れ警報器の設置の促進及び期限管理に取り組むこと。

(現状)

- ・一般社団法人全国LPガス協会によれば、ガス漏れ警報器の設置率は、平成20年度以降悪化（別紙9）。
- ・ガス警報器工業会は、平成24年4月から3年計画で、ガス漏れ警報器の設置率の向上及び期限切れ警報器の一掃を目指して「リメイク運動」を推進。

オ) 消費設備調査の推進

- ①消費設備調査は法定事項であるとともに、普及啓発の重要な機会としてもとらえて、以下のような工夫を図りながら実施すること。

- ・学校教科書のCO中毒の記載（別紙10）を参考とした絵を用いた説明資料や外国語での説明資料の活用
- ・ガスの請求明細の裏などに注意事項を記載

- ②消費設備調査を拒否する一般消費者等に対しては、適切に実施されない場合は事故の可能性を増加させるものであることから、事故事例の紹介の他、集合住宅の

場合には管理人の理解を得ること等、一般消費者等の理解を得られるよう工夫をこらして実施すること。

- ③不在が続く一般消費者等に対しては、十分な書面での説明、数回にわたる継続的な訪問等十分な手続きを踏んだ上で、当該一般消費者等の安全の確保の観点から一時的な閉栓に踏み切っているＬＰガス販売事業者もあり、保安の確保の観点からは参考となる。
- ④消費設備調査の結果、機器の設置状況等の改善が必要な場合であっても一般消費者等の理解が得られない場合は、放置せず、都道府県等の行政機関と相談し、早急な改善が図られるよう対応すること。

カ) リコール対象品等への対応

○消費生活用製品安全法（昭和４８年法律第３１号。以下「消安法」という。）に基づく回収命令の対象となっているパロマ製半密閉式ガス瞬間湯沸器について、引き続き、空き部屋等も含め、リフォーム時や点検・調査時に遺漏なきよう回収対象機器の確認を実施すること。

（現状）

- ・パロマ製半密閉式ガス瞬間湯沸器は、ＬＰガス販売事業者等、都市ガス事業者等の協力により平成２５年１月末までに５１６台の対象機器が回収されており、平成２４年１月末時点以降の１年間でも新たに２４台が回収されており、うち１０台がＬＰガス機器である。
- ・この中には、開栓状態で使用可能なものとして保育園で発見されたものが前年に引き続き１台あった。
- ・また、リコール以前から部屋を使用していない等の事情によりこれまで発見されず、空き部屋から発見されたものが５台あった（別紙１１）。

キ) 長期使用製品安全点検制度への協力

○ＬＰガス販売事業者等は、消安法上、保安点検・調査又は周知等の際に、長期間の使用に伴い生ずる劣化により安全上支障が生じ、特に重大な危害を及ぼすおそれの多い機器について、一般消費者に対し、製造又は輸入事業者に対する所有者情報の登録や変更が必要であることなどを周知する又はチラシ等を配布するなどの協力の責務を確実に果たすこと。

（３）ＬＰガス販売事業者等に起因する事故の防止対策

ア) 供給管・配管の事故防止対策

- ①埋設管は、腐食しにくいＰＥ管等への取替えを促進すること。
- ②他工事業者による埋設管破損を防止するため、ＬＰガス販売事業者は、ガス供給設備周辺で他工事の計画がある場合は、確実にＬＰガス販売事業者に知らせるように一般消費者等に対して周知するとともに、原則として工事の際に立ち会うこと。

（現状）

- ・平成18年から24年までの事故のおよそ1割が他工事業者による事故であることを踏まえ、国土交通省と厚生労働省を通じて、ガス供給設備周辺で他工事の計画がある場合は、確実にLPガス販売事業者知らせるように建設工事関係事業者に対し注意喚起を実施（別紙12）。

イ) 機器の事故防止対策

- ①調整器、マイコンメーター、高圧ホース、警報器等については、長期使用に係る漏えい事故が発生していることから、これらの機器の期限管理を確実にすること。

(現状)

- ・高圧ガス保安協会による調整器の事故の分析結果（平成14年から平成23年に発生した調整器に関する事故186件が対象）によれば、使用年数に起因するもの43件のうち、88%に相当する38件がメーカーの交換推奨期限である7年及び10年を超えてから発生しており、これらは交換推奨期限以内に交換されていれば事故の発生を未然に防げたものである。
- ・七協議会連絡会議では「事業者起因するLPガス事故の防止対策としての調整器の期限管理の実態調査」を3項目の行動基準の一つとしており、平成24年12月末現在、メーカーの交換推奨期限を超えて使用されている調整器の割合は、4.1%（全220社中 回答率94%）。

- ②充てん容器等の接続、消費機器の交換・修理等の作業手順の確認、作業終了後の検査等を確実にすること。

(現状)

- ・一般消費者等からの連絡を受けてLPガス販売事業者等が対応した際に工事ミス・作業ミスにより発生した事故が4件あり、うち3件でそれぞれ一般消費者等が1名負傷している。

- ③閉栓先において、充てん容器等が長期にわたって放置されていたことによる容器の腐食による漏えい事故も発生していることから、不要な充てん容器等の撤去を確実に進めること。

ウ) バルク供給に係る事故防止対策

- ①これまでに発生したバルク供給での事故事例やヒヤリハット事例を共有するとともに、安全弁の交換作業マニュアル等を活用することにより作業手順の確認を十分に行い、事故防止の徹底を図ること。

(現状)

- ・平成23年及び24年にいずれもバルク供給において人身事故が発生しており、平成23年は安全弁の交換作業ミス、平成24年は液面計のフランジ部に係る作業ミスであり、原因はいずれも作業手順の確認が不足していたものである。

- ②民生用バルク供給システムのいわゆる20年検査に係る経済産業省、高圧ガス保安協会等の検討状況の把握に努めるとともに、20年検査の本格化に向けた準備に着手すること。

(4) その他

ア) 質量販売に係る事故防止対策

- ①質量販売の際も法令で求められている供給開始時調査や定期消費設備調査について、確実に実施すること。

(現状)

- ・平成24年の質量販売における事故10件のうち、定期消費設備調査が未実施等の法令違反が5件認められている。

- ②LPガス販売事業者等による保安業務の実施が困難な山小屋等に対する質量販売について、液石法施行規則第17条に基づく特則承認に基づいて、山小屋等に対する質量販売の保安の確保のための業務を確実に実施すること。

(現状)

- ・平成25年2月時点で、3事業者9件が特則承認申請を準備中。

イ) 積雪又は除雪ミスによる事故防止対策

- 積雪寒冷地での積雪又は除雪ミスに伴う調整器、供給管等の損傷によるガス漏れ等を防止するため、引き続き、従前以上に適切な落雪対策を講じるとともに一般消費者等への注意喚起を図ること。

(現状)

- ・平成24年は豪雪のため、平成18年の80件、平成23年の50件に続いて64件と雪害事故が多発した。
- ・より効果的な積雪地域の雪害対策に資するため、容器の接続方法等に着目した対策をまとめ、平成25年3月末までに経済産業省のホームページに掲載(予定)。
- ・LPガス設備の雪害対策の普及促進のためのチラシを経済産業省のホームページに掲載(別紙13)。

4. 自然災害対策

- ①「東日本大震災を踏まえた今後の液化石油ガス保安の在り方について」(平成24年3月総合資源エネルギー調査会高压ガス及び火薬類保安分科会液化石油ガス部会報告書)及び「LPガス災害対策マニュアル」(平成25年3月経済産業省及び高压ガス保安協会)も踏まえ、災害発生時における保安確保のための具体的な取組について、着実に実施すること。

(現状)

- ・各都道府県LPガス協会、LPガス販売事業者等のLPガス関係者が取り組むことが期待される災害対策を、「LPガス災害対策マニュアル」として平成25年3月に策定(予定)。
- ・各都道府県LPガス協会等の取組状況について、一般社団法人全国LPガス協会を通じて把握することとしている。

- ②仮設住宅におけるLPガスの供給に係るLPガス販売事業者等は、供給設備の点検、消費設備の調査等の保安業務の確実な実施並びにガスの漏えい事故防止及びCO中毒事故防止に係る一般消費者への注意喚起について、特に留意して取り組むこと。

業務用厨房機器の使用者向けのCO中毒事故防止のための注意喚起のチラシ

LPガスをご家庭・業務用厨房でお使いの皆さまへ

ガスを使う時には、まず換気を守りましょう。

CO中毒事故を起さないためにあんしんの合言葉

CO(一酸化炭素)中毒事故の多くは、ガス機器を使用するときに換気扇を回さずに使用したり、新鮮な空気を取り込まずに使用するなど、「換気(給気と排気)」不足が原因です。もう一度、ガス機器の正しい使い方を確認し、CO中毒による事故を防ぎましょう。

COの発生原因
ものが燃えるには酸素が必要ですが、酸素が不足した状態でガスを使い続けると**不完全燃焼**を起こし、COが発生します。給気と排気を行うことによって空気を入れ換えて酸素を取り入れる「換気」を必ず行いましょう。

COのコワサ
COはきわめて**毒性が強く、しかも無色・無臭**。その存在にはほとんど気づかないうちに中毒症状を起こし、**死亡事故**につながる場合もあります。

経済産業省

LPガスについてのご質問・ご相談はお気軽に!

電話番号等をご記入ください。

※「緊急時連絡先」は、あらかじめLPガス販売店にご確認ください。

●LPガス販売店

●緊急時連絡先

CO中毒を未然に防ぐポイントです!

✓ **ガス機器の異常を感じたら、すぐ連絡!**

- ガス機器の具合がいつもと違うなど、異常を感じたときは、すぐにガスの使用をやめて「緊急時連絡先」が「LPガス販売店」にすぐ連絡してください。
- ガス機器は日頃からお手入れをしましょう。

※ガス機器の異常を感じたときは、すぐにLPガス販売店に連絡してください。

※緊急時連絡先は、夜間・休日にも対応

ご家庭でお使いの皆さまへ

✓ **ガス機器を使う時には、まず換気!**

- 小型煮沸器などを使うときは換気扇を回して必ず換気(給気と排気)をしましょう。また、給気口が塞がっていないか確認しましょう。
- ガスファンヒーターなどを長時間使うときは、ときどき窓を開けて新鮮な空気を入れ換えるなど、必ず換気をしましょう。

✓ **万一に備え「CO警報器」の設置!**

- 気づきにくいCOの発生をいち早くキャッチし、音声やブザーで警報し、事故を未然に防ぎます。

※CO警報器の設置には、適切な場所があります。詳しくはLPガス販売店にご確認ください。

業務用厨房でお使いの皆さまへ

✓ **換気の確認とレンジフードのお手入れ!**

- ガス機器を使うときや使用中は、換気扇や排気ファンが稼働していることを必ず確認してください。
- 業務用厨房機器には、不完全燃焼防止機能の付いていないものが多いため「業務用換気警報器」の設置をおすすめします。
- フード内やダクト内についた油やホコリがたまると換気不足につながります。こまめに掃除してください。

✓ **給気の確保!**

- 給気口が荷物などで塞がっていないか、確認してください。給気不足により不完全燃焼を起こし、CO中毒の原因となります。
- 業務用厨房は、ガスの使用量が多く、長時間使用するするため、十分な給気の確保が重要です。

※業務用厨房の場合には、設置場所だけでなくお客様を被害に巻き込む恐れがあります。

http://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/sangyo/lp_gas/files/kanki.pdf

レンジフード・換気扇や排気ダクトの清掃・メンテナンスに関する注意喚起のチラシ (消防庁・経済産業省・東京消防庁)

業務用厨房でガス機器等をお使いの皆さまへ

レンジフード・換気扇や排気ダクトの 清掃・メンテナンスを欠かさずに!

業務用厨房でガス機器等を使用する際には、レンジフード・換気扇や排気フードを長時間使用するため、油脂やほこりが短期間でたまりやすく、汚れがひどくなるとCO(一酸化炭素)中毒事故や火災につながる危険性があります。日頃のお手入れや定期的なメンテナンスをきちんと行いましょう。

油污れなどがCO中毒事故・火災の原因に。

- グリスフィルターの目詰まり、換気扇の故障などによる換気不良 → CO中毒事故の原因に!
- 調理時の火が着火 → 火災の原因に!

このような原因による事故が起きています。

— あなたの店は大丈夫? —

レンジフード本体とその中のグリスフィルター



換気不良によるCO中毒事故・着火して火災の原因に!

油膜はこりて汚れて、風量の低下により換気不良を招いたり、着火しやすい状態です。

排気ダクト



着火して火災の原因に!

油膜で汚れて、着火しやすい状態です。

換気扇



換気不良によるCO中毒事故・着火して火災の原因に!

油膜はこりて汚れて、作動不良により換気不良を招いたり、着火しやすい状態です。



厨房設備はつねに清潔!

清掃・メンテナンスなど厨房設備の維持管理の基準は「火災予防条例」で義務づけられています。
詳しくは、お近くの消防本部・消防署にお問い合わせください。

飲食店の厨房設備等に係る火災予防対策ガイドライン

検索

**清掃・メンテナンスの実施で安全にガス機器等を使いましょう。
CO中毒事故と火災、両方の予防につながります。**

ガスの安全に関するお問い合わせ

経済産業省

- 商務流通保安グループ ガス安全室
東京都千代田区墨田1丁目3番1号
TEL.03-3501-1511 (代表)内線4931
- 北海道産業保安監督部
北海道札幌市北区北5条西2丁目札幌第1合同庁舎5階南
TEL.011-709-2311 (代表)
- 関東東北産業保安監督部 東北支部
宮城県仙台市青葉区本町3丁目2-23 仙台第2合同庁舎5階
TEL.022-221-4959 (保安課)
- 関東東北産業保安監督部
東京都中央区本町1丁目1番1号
TEL.048-600-0416 (保安課)
- 中部近畿産業保安監督部
愛知県名古屋市中区三の丸2丁目5-2 中部近畿産業保安監督部庁舎3階
TEL.052-951-0291 (保安課)
- 北陸産業保安監督部
富山県富山市牛島町11番7号 富山地方合同庁舎3階
TEL.076-432-5580 (保安課)
- 中部近畿産業保安監督部近畿支部
大阪府大阪市中央区大手前1丁目5-44
大阪合同庁舎1号館 第2副都心3階、本館3階、5階
TEL.06-6966-6000 (代表)
- 中国四国産業保安監督部
広島県広島市中区上八丁番8-30 広島合同庁舎2号館4階
TEL.082-224-5749 (保安課)
- 中国四国産業保安監督部 四国支部
香川県高松市サンポート3番33号 高松サンポート合同庁舎5階
TEL.087-811-8589-8590 (保安課)
- 九州産業保安監督部
福岡県福岡市中央区天神2丁目11-1 福岡第1合同庁舎5階
TEL.092-482-5527 (保安課)
- 那覇産業保安監督事務所
沖縄県那覇市おもろまち2丁目1-1 那覇第2合同庁舎1号館4階
TEL.098-866-6474 (保安課)

火災予防に関するお問い合わせ

- 火災予防に関する一般的なお問い合わせはこちら
- 消防庁 予防課
東京都千代田区墨田2-1-2
TEL.03-5253-7523 (総機)
- ※ 火災予防条例に関しては、お近くの消防本部・消防署へお問い合わせください。
- 「飲食店の厨房設備等に係る火災予防対策ガイドライン」に関するお問い合わせはこちら
- 東京消防庁 予防部 予防課 火気電気係
東京都千代田区大手町1-3-5
TEL.03-3212-2111 (代表)内線4787

関係団体

- 厨房機器に関するお問い合わせはこちら
- 一般社団法人 日本厨房工業会
東京都港区東麻布1-27-8 厨房工業会館
TEL.03-3585-7251
- 厨房排気設備診断士による汚染診断などに関するお問い合わせはこちら
- 一般社団法人 日本空調システムクリーニング協会
東京都大田区東山1-1-1
TEL.03-5754-3201
- ダクト工事に関するお問い合わせはこちら
- 一般社団法人 全国ダクト工業団体連合会
東京都豊島区南町3-3-1 YDC12F
TEL.03-5567-0071
- 事故情報などに関するお問い合わせはこちら
- 高圧ガス保安協会
東京都港区虎ノ門4-3-13 神谷町セントラルプレイス
TEL.03-3436-6108

http://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/sangyo/lpgas/files/chubo.pdf

ホテル・旅館等でのボイラーによるCO中毒事故防止のための注意喚起のチラシ

大切なお知らせ **ホテル・旅館等でボイラー等をご使用中のみなさまへ**
日頃からボイラー等の点検をお願いします

台風・地震などの大規模災害の後、ボイラー等を使用する前に点検をお願いします

ポイント1
 ボイラー等の煙突(排気筒)の先端部に障害物、ゴミ等はありませんか

ポイント2
 ボイラー等の煙突(排気筒)が外れたり、隙間ができていませんか

ポイント3
 ボイラー等が設置されている部屋の換気を行う窓や給気口等に変化はありませんか

ポイント4
 ボイラー等のファンに作動不良や従来にない異音、等の変化はありませんか

簡易ボイラー等

これらの点検の結果、異常があった場合は使用を控えていただき、ボイラーメーカー、メンテナンス会社、またはガス会社にご連絡ください。また、日常的な点検も合わせてお願いいたします。

 **経済産業省**

 社団法人 エネルギーガス協会  社団法人 ガス協会  社団法人 日本簡易ガス協会  日本暖房機器工業会

お問合せ先

このお知らせは経済産業省からの依頼に基づき、お届けしております。

http://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/sangyo/lp_gas/files/hotel.pdf

消費機器管理による事故防止のための注意喚起のチラシ

LPガスをご利用の皆さまへ

このようなガス機器 お使いではありませんか！

近年、火がつきにくいガス機器や古いゴムホースなどを原因としたガス漏れやCO(一酸化炭素)中毒事故が目立っています。
このようなガス機器を使い続けると大変危険です。
すぐにLPガス販売店に連絡しましょう。

点火しにくいガス機器は！
点火操作を何度も繰り返すと、機器内に溜まったガスに引火し危険です。
*乾電池が切れていると点火できません。

古くなったゴムホース(ゴム管)は！
焼けこげやひび割れのあるゴムホースは、ガス漏れの危険があるためすぐ交換しましょう。
また、ゴムホースはガスの元栓の赤い線まで差し込まれているか、ホースバンドで固定されているかの確認もしましょう。

使っていないガスの元栓は！
ガス機器に接続されていないガスの元栓のつまみを間違えて開けてしまう「誤開放」事故が増えています。
つまみは「閉」になっているか、しっかり確認しましょう。

○誤開放防止のための「閉栓カバー」があります。

お使いのガス機器は大丈夫ですか。
少しでも不安を感じましたら、LPガス販売店に連絡し、点検を依頼しましょう。

http://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/sangyo/lpgas/files/kikikanri.pdf

古いタイプの風呂釜の使用に関する注意喚起及び安全性が向上した風呂釜の普及促進のためのチラシ

バランス型ふろがまをお使いの皆さまへ



古いタイプの
バランス型ふろがま

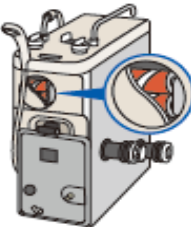
お宅のふろがまは 安全ですか？

乾電池を使用しない、点火レバー方式の古いタイプのバランス型ふろがまは、操作によっては機器内に未燃ガスが溜まり、異常着火することがあり、大変危険です。

異常着火を防ぐために、確実に点火することができる
安全性が向上したあんしんなガス機器へのお取替えをおすすめします。

CASE1 乾電池を使用したバランス型ふろがま

乾電池とマイコン制御によって点火する能力が上がり、確実に点火することができ、未燃ガスの滞留を防ぐことができます。電池切れで点火能力が一定以下に低下すると、機器が停止し、ガスが出なくなるなど安全性が向上しています。



※平成23年4月にメーカー出荷されたバランス型ふろがまは、すべて乾電池とマイコン制御に変わっています。

CASE2 給湯付ふろがま(壁貫通型機器)

バランス型ふろがまの給湯気筒の部分に、給湯気筒と同じ大きさの給湯付ふろがまを設置できます。点火操作などの制御をすべて自動的に扱い、点火する能力が高いため確実に点火することができます。点火できなかった場合でも未燃ガスを排出する機構を有しているため、安全性がさらに向上しています。なお、バランス型ふろがまを設置していた部分に機器がなくなくなるため、浴槽を広くすることもできます。



点火レバー方式の古いタイプのバランス型ふろがまはご注意ください！

⚠ 未燃ガスによる異常着火に注意

● 点火操作時

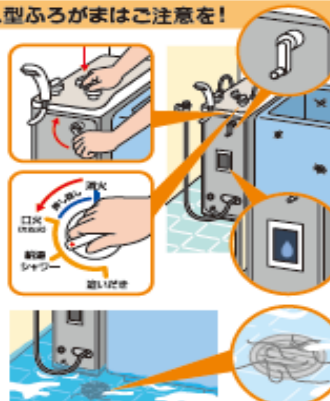
口火(たね火)がなかなかつかないときに点火操作を繰り返すと機器内に未燃ガスが溜まり、異常着火により火傷などをして大変危険です。

● シャワー・追いだき時

「シャワー」や「追いだき」を使用する際に口火(たね火)がつかにくかったり、「シャワー」や「追いだき」使用中に急にお湯が出なくなった場合には、しばらく時間を置いてから再点火の操作をしてください。すぐに再点火の操作をすると、機器内に残った未燃ガスに引火して、大きな音や振動が発生したり、場合によってはふろがまが変形し近くににいる人に危害を加える、又は、火災に至るなど大変危険です。

⚠ 排水口のつまりに注意

排水口がつまり、ふろがまが水に浸かっていると機器内に水が浸入して、点火しにくくなったり、故障や火災の原因になります。



点火しない時は再操作をやめ、つまみを消火(止)の位置に戻して、ガス販売店等に連絡してください。

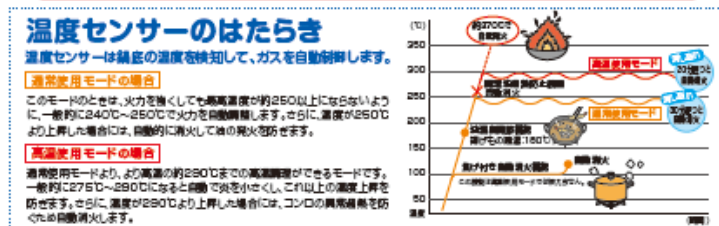
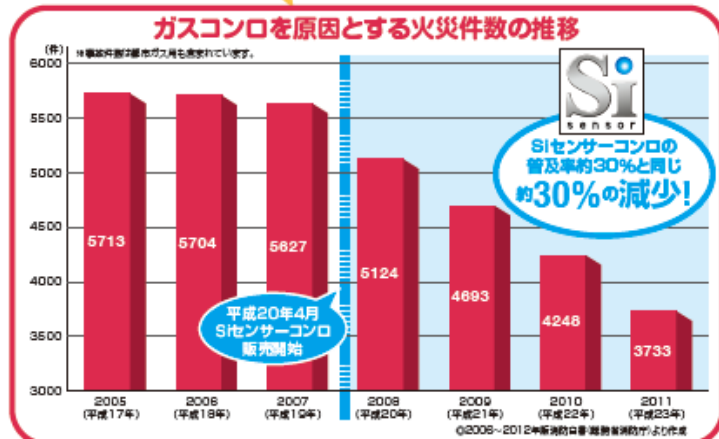
http://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/sangyo/lpgas/files/furogama.pdf

Siセンサーコンロの安全機能等を紹介したチラシ

LPガス
人と地球にスマイルを

お宅のガスコンロには火災事故を防ぐための、
温度センサーが
付いていますか？

ガスコンロ火災の原因で、もっとも多い「消し忘れ」の防止を目的に
平成20年4月以降に出荷されたガスコンロはすべてのバーナーに温度センサーが
装備され、ガスコンロ火災は30パーセントほど減少しています。



LPガス安全委員会／経済産業省

Siセンサーコンロは「安全性」「便利性」に
優れた、進化したコンロです。

安全機能

- 消火**
- 調理油過熱防止装置
温度が250℃より上昇した場合に、自動的に消火して油の発火を防ぎます。
 - 消し忘れ消火機能
点火後、コンロは約1～2時間後、グリルなら約15～20分後に自動で消火し、万一の消し忘れによる事故を防ぎます。
 - 焦げ付き消火機能
鍋底の焦げはじめを感知し、自動で消火して空焚きを防ぎます。
- 止める**
- 立ち消え安全装置
煮こぼれや風などで万一火が消えてしまっても、自動でガスを止めます。

便利機能

- 油温度調節機能
揚げ物が適温になるまで加熱した後、自動的に適温をキープします。
- 湯わかし機能
お湯が沸いたら自動的に消火します。一定時間経過後は、自動消火するタイプもあります。
- 自動炊飯機能
炊飯専用鍋とセットで自動炊飯します。
- オート調理(オートグリル)
グリルを使って食材や料理の状態に合わせて火加減を自動調節し、焼き上げが自動消火します。

Siセンサーコンロへのお取替えのすすめ

ガスコンロにはすべてのバーナーに温度センサーが付いている必要があります。
すべてのバーナーに温度センサーを装備した「Siセンサーコンロ」へのお取替えをおすすめします。

調理以外に使用しないでください。
コンロは調理を目的に製造されています。他燃料の火起こしなど調理以外の目的に使用したり壊れに使用したりすると、不完全燃焼や器具の過熱による事故や火災の原因となります。メーカーの取扱説明書に従って正しくご使用ください。

※現在、販売されている家庭用ガスコンロはすべてSiセンサーコンロです。(卓上1口コンロおよび七輪を除く)

ガスコンロの点検・修理の連絡先(記入欄)			
品名・器具名	メーカー名	購入年月	点検・修理の連絡先
①			
②			

安全なガス器具へのご相談は...

LPガス安全委員会ホームページでも詳しい情報をご覧ください。http://www.lpg.or.jp/

http://www.lpg.or.jp/download/pdf/sisensakonro_dw.pdf

「閉栓カバー」の普及促進のためのチラシ

ガスをご利用の皆さまへ

誤開放事故を防止するちいさな安全機器

閉栓カバーって、
ご存じですか。

近年、二口ガス栓でガス機器に接続されていない方の
元栓を開けてしまう「誤開放」事故が増えています。
誤開放はガス漏れや火災につながる
おそれがあり、**大変危険です。**

誤開放とは？
誤開放とは、ガス機器に
つながっていない未使用の
ガスの元栓のつまみを
間違えて開けてしまうことです。

**未使用のガスの元栓を間違えて
開けてしまわないようにガードする 閉栓カバー**

**面倒な工事は
不要です！**

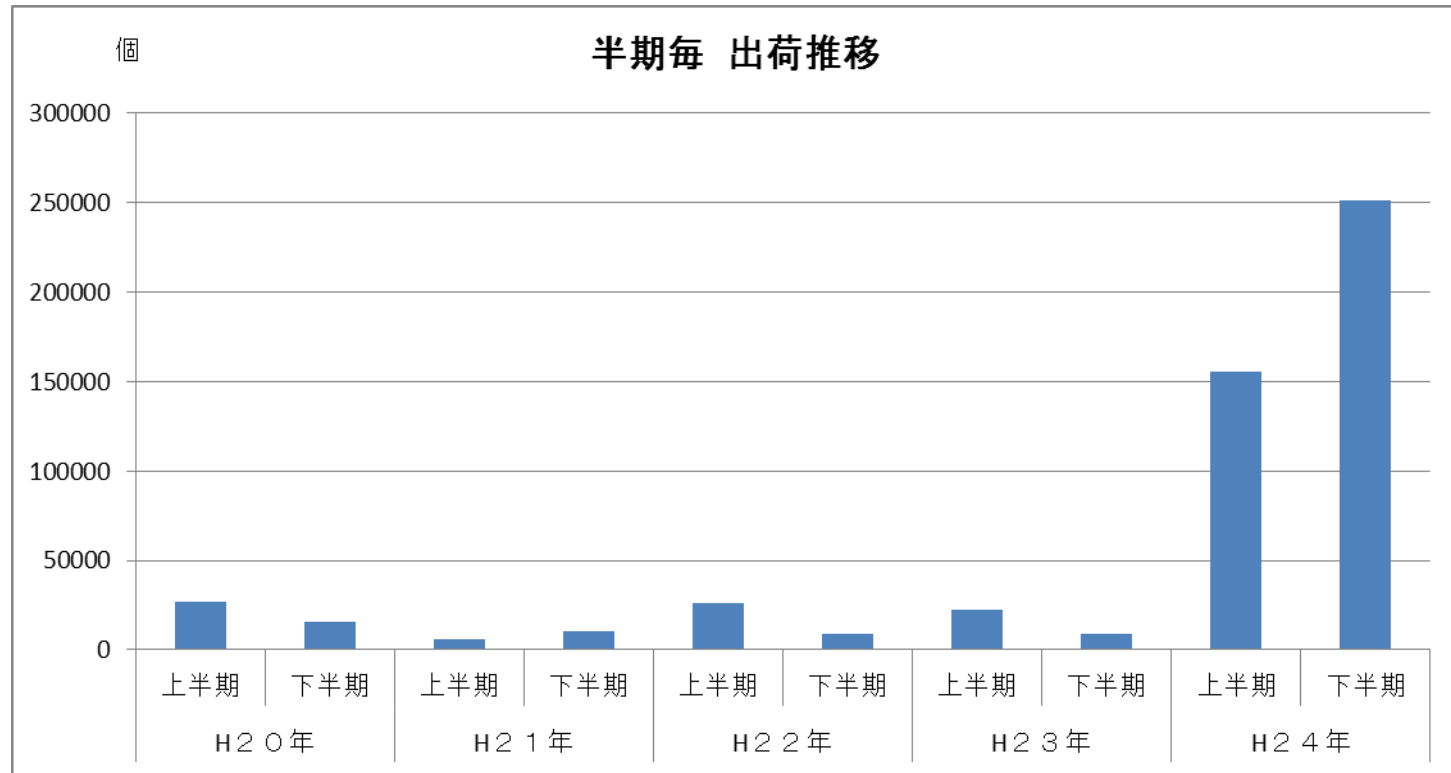
結束バンド ← 閉栓カバー

「閉栓カバー」について詳しくは、ガス販売店へおたずねください。

 経済産業省

http://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/sangyo/lpgas/files/gokaihou.pdf

「閉栓カバー」の出荷台数



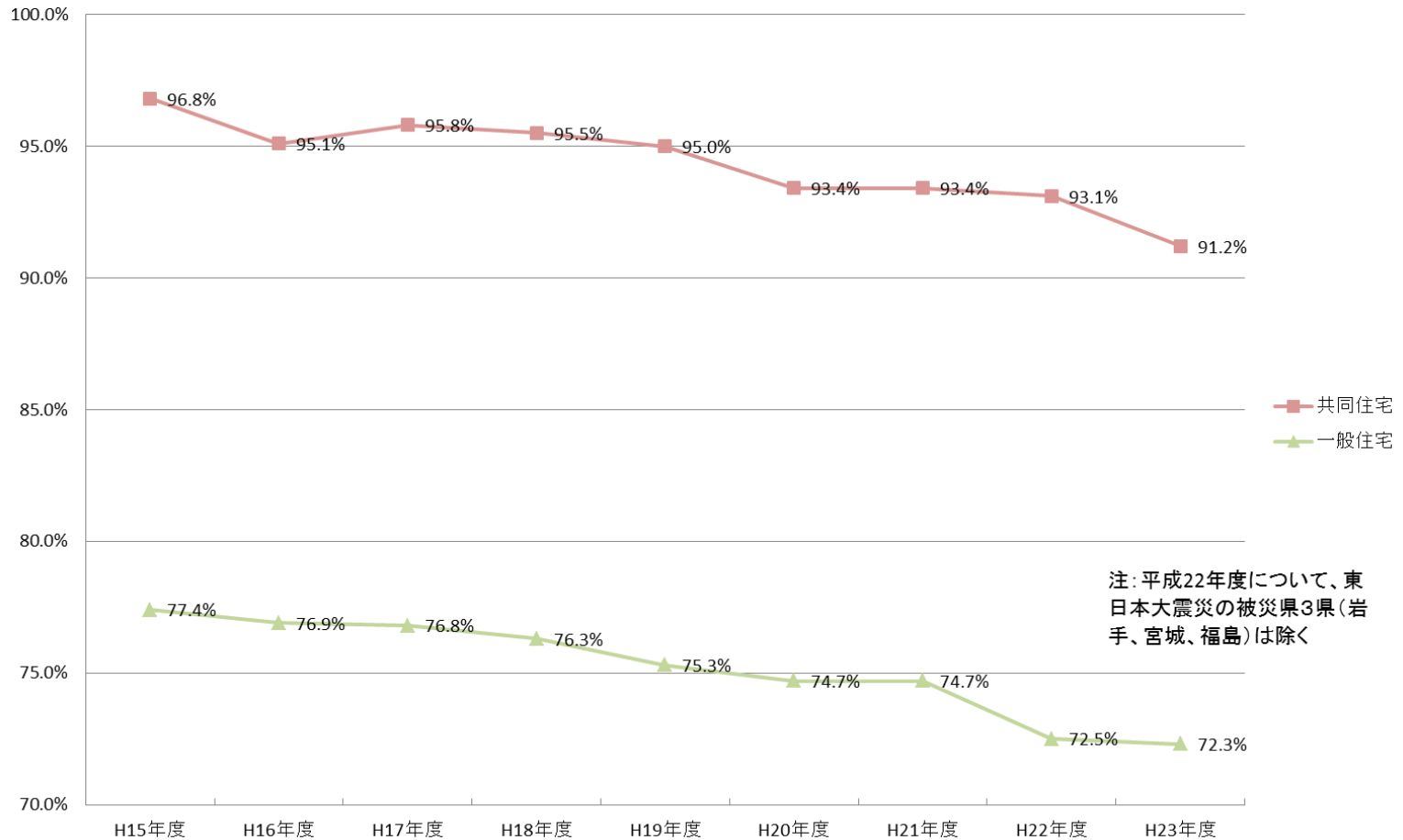
暦年	H20年		H21年		H22年		H23年		H24年		累計
上半期(1-6月) 下半期(7-12月)	上半期	下半期	上半期	下半期	上半期	下半期	上半期	下半期	上半期	下半期	
出荷数	26,847	15,333	5,585	10,675	26,052	9,120	22,642	8,752	155,144	250,858	531,008

出典：一般社団法人日本エルピーガス供給機器工業会

ガス漏れ警報器の設置率

ガス漏れ警報器の設置率の推移

出典：一般社団法人全国LPガス協会



	H15年度	H16年度	H17年度	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度
共同住宅	96.8%	95.1%	95.8%	95.5%	95.0%	93.4%	93.4%	93.1%	91.2%
一般住宅	77.4%	76.9%	76.8%	76.3%	75.3%	74.7%	74.7%	72.5%	72.3%

学校教科書のCO中毒の記載

くらしの
中の
理科

完全燃焼と不完全燃焼

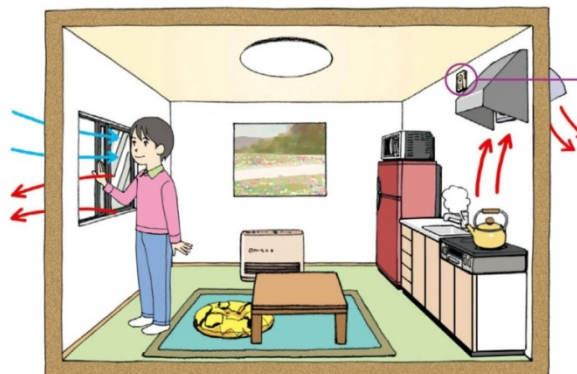


木炭やガソリン、都市ガス、LPガス(液化石油ガス)などの燃料は、酸素が十分にある条件で燃やせば、ふくまれている炭素は酸化されて二酸化炭素 CO_2 になる(完全燃焼)。しかし、酸素が足りない条件で燃え

ると、炭素の一部は二酸化炭素まで酸化されず、一酸化炭素 CO になる(不完全燃焼)。一酸化炭素は無色・無臭の気体で、呼吸によって体内に入ると、血液中のヘモグロビンが酸素を運びにくくなるので有毒であ

る。同じように無色の気体である都市ガスやLPガスの場合、ガス漏れに気がつきやすいようににおいがつけられているが、一酸化炭素は無臭なので、その発生に気づきにくい。

閉めきった部屋でガス器具などを使うと、酸素が少なくなって不完全燃焼を起こしやすいため、換気には注意しなければいけない。



火災で亡くなる人の約4割は、一酸化炭素中毒が原因です。わずか0.4 mmのセンサーが人には気づけない一酸化炭素を検知します。

ガス警報器工業会の
浅香尚民さん(東京都港区)

パロマ製半密閉式ガス瞬間湯沸器の発見状況

		平成24年											平成25年	合計
		2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	
総数		494	497	501	502	507	508	509	509	509	510	512	516	－
増加数(ガス事業者等の再点検により確認)		2	3	4	1	5	1	1	0	0	1	2	4	24
うちLP		2	1	2	1	1	1	1	0	0	0	1	0	10
	空き部屋で確認	1	0	0	1	1	1	1	0	0	0	0	0	5
	開栓使用中	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1

国土交通省と厚生労働省を通じた建設工事関係事業者に対する注意喚起

経済産業省

24商ガ安第2号
平成24年12月18日

日本液化石油ガス協議会

経済産業省 商務流通保安グループ ガス安全室

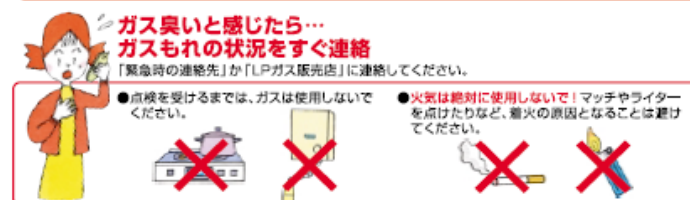
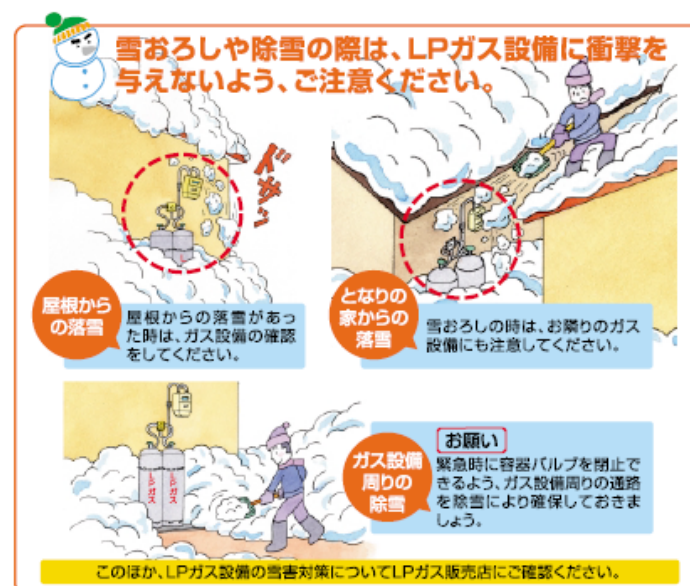
建設工事等におけるガス管損傷事故の防止について（協力依頼）

標記の件について、今般、当省では、ガス事故における他工事故の防止に向け、別添のとおり厚生労働省労働基準局安全課建設安全対策室長及び国土交通省土地・建設産業局建設市場整備課長に対し、協力要請を行いましたので、その旨お知らせいたします。

なお、再発事故防止の観点から、貴団体においても傘下の事業者等に対し、以下の事項の周知を行って頂きますようお願いいたします。

- ・他工事業者に対し、工事を施工する前には必ずガス管等についてガス事業者又は液化石油ガス販売事業者等に照会・確認するとともに、ガス管を見つけた場合は、必ずガス事業者又は液化石油ガス販売事業者等に連絡すること等について、周知を行うこと。
- ・必要に応じて他工事の際に立ち会うこと。

LPガス設備の雪害対策の普及促進のためのチラシ



万一来て、緊急連絡先を把握しておきましょう。

LPガス緊急時の連絡先	LPガス販売店名
保安機関名	
電話:	
緊急時の連絡先は24時間無料で対応しています。	

●不明点やお困りの時は、LPガス販売店へお電話におたずねください。